

災害により被害を受けられた皆さまへ

各税金等の減免についてのお知らせ

減免を受けるためには、申請が必要となります。

市税の減免について

市の被害調査に基づき、減免の対象となる方には案内を郵送しています。

	市・県民税	国民健康保険税	固定資産税・都市計画税
対象	所有する住宅または家財の損害程度が10分の3以上（床上50cm以上の浸水）の被害を受け、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方		●土地 がけ崩れ、地滑り、土砂岩石の流入等により、土地面積の10分の2以上の損害を受けた場合 ●家屋 家屋の価値の10分の2以上の損害を受けた場合 ●償却資産 資産価格の総額の10分の2以上の損害を受けた場合
申請方法	減免申請書に記入の上、市民税課、国保年金課、資産税課のいずれかの窓口にて提出または郵送（10月22日㊿および11月26日㊿の日曜開庁日は市民税課に提出）		
申請期限	令和5年11月30日㊿		
対象年度・納期・期間	令和5年度分で令和5年9月8日以降到来する納期限日のもの（普通徴収・特別徴収とも）。納付方法により、一度納付していただいた後でお返しする場合があります。		
申請・問合せ	市民税課 ☎(20)1577 FAX(20)1609	国保年金課 ☎(20)1503 FAX(20)1600	資産税課 ☎(20)1579 FAX(20)1609

介護保険料の減免について

所有する住宅等の損害程度が10分の3以上（床上50cm以上の浸水）の被害を受けられた65歳以上の方に減免の案内を郵送しています。

- ◆対象 世帯の令和4年中の合計所得金額が1,000万円以下の方
- ◆減免割合 世帯の令和4年中の合計所得金額が、
○500万円以下 ⇒ 2分の1
○500万円超750万円以下 ⇒ 4分の1
○750万円超1,000万円以下 ⇒ 8分の1
- ◆対象年度・納期 令和5年度分で令和5年9月8日以降到来する納期限日のもの（普通徴収・特別徴収とも）。納付方法により、一度納付していただいた後でお返しする場合があります。
- ◆申請方法 減免申請書に記入の上、高齢者支援課または郵送にて提出
※申請書は減免の案内に同封しています。
- ◆申請期限 令和5年11月30日㊿

申請・問合せ 高齢者支援課（2階）☎(20)1572 FAX(20)1610

水道料金等の減免について

（水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料）

- 1つの窓口で全ての料金等の減免申請ができます。
申請日以降の請求額から1回に限り、基本料金相当額を減免します。
- ◆申請書類 水道料金減免申請書
罹災証明書または被災証明書（写し可）
※申請書に水栓番号またはメーター番号の記入が必要です。検針票もあわせて持参してください。
※申請書は窓口または市公式ウェブサイトから入手
 - ◆申請期限 令和6年3月31日

申請・問合せ
水道料金 長生郡市広域市町村圏組合水道部業務課
☎(23)9482 FAX(23)9440
下水道使用料 下水道課（川中島下水処理場内）
☎(23)3128 FAX(23)3126
農業集落排水使用料 農政課（6階）
☎(20)1526 FAX(20)1604
株式会社東計電算 茂原営業所 ☎(27)3888 FAX(27)3885

後期高齢者医療保険料の減免について

市の被害調査に基づき、床上浸水された方で次の要件を満たす方に減免の案内を郵送しています。

- ◆対象 世帯内の被保険者の令和4年中の総所得金額等の合計が1,000万円以下の方
- ◆減免割合

令和4年中の総所得金額等 （世帯内の被保険者の合計）	損害程度	
	10分の5以上（全壊）	10分の2以上～10分の5未満 （半壊～大規模半壊）
～500万円以下	全部	2分の1
～750万円以下	2分の1	4分の1
～1,000万円以下	4分の1	8分の1

- ◆対象年度・納期 令和5年度分で令和5年9月8日以降到来する納期限日のもの（普通徴収・特別徴収とも）。納付方法により、一度納付していただいた後でお返しする場合があります。
- ◆申請方法 減免申請書に記入の上、国保年金課または郵送にて提出。なお、申請書には罹災証明書の写しを添付してください。
※申請書は国保年金課または同課ウェブページから入手
- ◆申請期限 令和5年11月30日㊿

国民年金保険料の免除について

- ◆対象 被保険者等の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額（保険料、損害賠償金等により補充された金額を除く）が、その価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方
- ◆申請対象期間 令和5年8月分～令和6年6月分
※申請時の免除や納付状況により対象期間が異なりますので早めに申請してください。
- ◆申請方法 窓口に次のものを持参してください。
本人確認書類（運転免許証等）、罹災（被災）証明書、基礎年金番号がわかるもの

申請・問合せ 国保年金課（2階）☎(20)1503 FAX(20)1600

「罹災証明書」「被災証明書」を発行します

- 「罹災証明書」「被災証明書」を申請された方には、被害調査の結果に基づき証明書を郵送しています。調査から発送まで、概ね2週間程度の期間をいただいていますので、お手元に届くまでしばらくお待ちください。
- 罹災証明書 被害を受けた住家が対象です。
 - 被災証明書 被害を受けた住家以外の建物、車などが対象です。
※床上浸水の被害を受け、市が被害調査に伺っていない方はご連絡ください。
 - ※床上浸水の場合、現地調査に代えて被害状況（浸水箇所・浸水の高さ等）が分かる写真を提出し、被害判定することができます。
 - ※建物の中の損害程度も調査しますので、あらかじめご了承ください。
床上浸水の被害を受け、「罹災証明書」「被災証明書」が必要な方は、市民税課に申請書を提出してください。
 - ◆持参するもの 本人確認書類（運転免許証等）、現像または印刷した写真（お持ちの場合）
 - ◆受付時間 8時30分～17時15分（土日・休日を除く）
※10月22日㊿の日曜開庁日は受付できません。

申請・問合せ 市民税課（2階）☎(20)1577 FAX(20)1609

防災大臣が市内の被害箇所等を視察

9月27日㊟、松村内閣府特命担当大臣（防災）が、熊谷千葉県知事、田中市長等とともに市内の浸水被害箇所等を視察。知事は大臣に、国の手厚い財政支援が受けられる「激甚災害」への指定などを要望しました。



▲明治橋治水事業箇所での説明を受ける
熊谷知事(左)、松村防災大臣(中央)、田中市長(右)

住宅に被害を受けた方へ

住宅の修理や、一時避難のための支援制度を実施しています。支援は罹災証明書の被害の程度に基づき行います。

制度名称	制度概要	罹災証明書に記載されている罹災程度		
		半壊以上	準半壊	一部損壊
住宅の 応急修理	日常生活に欠くことができない部分の修理を限度額の範囲内で支援する制度	○ 限度額 70.6万円	○ 限度額 34.3万円	-
賃貸型 応急住宅	被災したことによって元の住居に戻ることができない方に対し、民間賃貸住宅を借り上げて提供する制度	○	-	-
災害復興住宅 利子補給	住宅復興を目的とした資金を借り入れた方に対し、利子の一部を補給する制度		○	

- ◆受付時間 8時30分～17時15分（土日・休日を除く）
- ◆受付場所 市役所8階 住宅の応急修理特設会場

問合せ 建築課（8階） ☎(47)2286 ㊟(20)1606

被災中小企業に対する信用保証料を全額助成

(詳細は要問合せ)

対 象	千葉県信用保証協会の信用保証対象となる業種で、市内で1年以上同一事業を営み、市税等の未納のない方
対 象 制 度	茂原市中小企業融資制度（災害の復旧に要する融資のみ）
融 資 限 度 額	運転資金2,000万円、設備資金3,500万円、小口零細企業事業資金1,250万円 ※設備資金は所要資金の80%以内
融 資 期 間	運転資金5年以内、設備資金10年以内
問 合 せ	商工観光課（6階） ☎(20)1528 ㊟(20)1604

- ◆災害に関する特別相談窓口 茂原商工会議所 ☎(22)3361
- ◆中小企業を対象とした経営・金融相談
経営相談：千葉県産業振興センター「チャレンジ企業支援センター」
☎043(299)2907
金融相談：千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 ☎043(223)2707
- ◆千葉県制度融資セーフティネット資金（一般枠・市町村認定枠）による金融支援
取扱金融機関にご相談ください。
- ◆災害復旧貸付 日本政策金融公庫千葉支店 ☎043(243)7121
商工組合中央金庫千葉支店 ☎043(248)2345
- ◆小規模企業共済災害時貸付 中小企業基盤整備機構 共済事業グループ
小規模共済融資課 ☎03(3433)8811（代表）

くみ取り式便所のし尿くみ取りに対する助成について

住宅便槽（くみ取り式）の浸水被害にあった世帯に対し、初回のくみ取り経費を助成します。

問合せ 環境保全課（6階） ☎(20)1504 ㊟(20)1604

生活課に災害市民相談窓口を開設（土日・休日を除く）

問合せ 生活課（2階） ☎(20)1505 ㊟(20)1600

その他の各種支援情報

市公式ウェブサイト ⇒ 重要なお知らせ ⇒ 各種支援情報からご覧ください。
<https://www.city.mobara.chiba.jp>

- 千葉県支援情報 ●日本カーシェアリング協会 自動車の無料貸し出し
- 独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）支援情報
- 財務省関東局 金融上の措置の要請 ●NHK 放送受信料の免除について
- 大多喜ガス(株) ガス料金、電気料金等の特別措置について

被災者生活再建支援制度

令和5年台風第13号に伴う住宅被害の発生により、本市に被災者生活再建支援法が適用されました。
住家が全壊または大規模半壊、中規模半壊となった世帯、解体世帯（住家の半壊や敷地の修復など、やむを得ない事由により当該住宅を全部解体した世帯）に支援金を支給します。

問合せ 社会福祉課（7階） ☎(20)1571 ㊟(20)1605

災害援護資金の貸付制度

対 象	住家の全壊、半壊または家財の3分の1以上の被害があった方	
実 施 主 体	千葉県市町村総合事務組合	
貸 付 限 度 額	350万円（被害の種類、程度により限度額が異なります）	
貸 付 条 件	所得制限	世帯人員 令和4年分の総所得額
		1人 220万円
		2人 430万円
		3人 620万円
		4人 730万円
	5人以上 730万円に1人増すごとに30万円を加算した額	
利 率	保証人がある場合	無利子
	保証人がいない場合	年1.5%（据置期間は無利子）
据 置 期 間	3年	
償 還 期 間	10年（据置期間を含む）	
償 還 方 法	年賦、半年賦または月賦 元利均等償還（繰上償還可）	
申 込 期 限	令和5年12月28日㊟	
問 合 せ	社会福祉課（7階） ☎(20)1571 ㊟(20)1605	

茂原市台風災害義援金を受付中

被災された方々への義援金を市役所2階会計課・生活課・市民課、本納支所、鶴枝公民館、東部台文化会館で受け付けています。受付時間などは各施設にお問い合わせください。
また、専用口座も開設しましたので、皆さまの温かいご支援・ご協力をお願いします。

- ◆義援金口座
①ゆうちょ銀行・郵便局 00100-1-266573
令和5年9月茂原市台風災害義援金
（ゆうちょ銀行または郵便局の窓口での払込手数料が無料になります。）
②千葉銀行茂原支店 普通預金 4204742
令和5年9月茂原市台風災害義援金
（千葉銀行本支店ならびに地方銀行協会加盟行本支店の窓口からの振込手数料が無料になります。）
※①②いずれもATMでの手数料は有料となります。
- ◆義援金受付期間 令和5年12月28日㊟まで

問合せ 会計課（2階） ☎(20)1576 ㊟(20)1609